

東大阪市土木部歩道橋ネーミングライツパートナー企業審査基準

1. 企業について

審査項目	評価内容
応募企業の安定性、適性	○申込者が、募集要項に適した企業等であることを確認する。 ○東大阪市歩道橋ネーミングライツ実施要領第4条に反する業種又は事業者でないかを確認する。 ○市税に係る徴収金及び消費税、地方消費税に滞納がないかを確認する。(納税証明書)

2. 愛称等について

審査項目	評価内容
愛称の妥当性及びロゴ等のデザインの適切さ	○東大阪市歩道橋ネーミングライツ実施要領第5条に反する内容でないかを確認する。 ○愛称が、募集要項に適した内容となっているかを確認する。 ○愛称が、第三者の商標権、著作権、キャラクター権等、第三者の知的財産権を侵害する内容になっていないかを一般に可能な範囲で確認する。

3. 契約料について

審査項目	評価内容
募集契約料の比較	○同一箇所で複数の申込みがあった場合は、より高額のものを選定する。